

熊本県監査委員公告第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により令和5年度（2023年度）包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、次のとおり公表する。

令和6年（2024年）12月25日

熊本県監査委員	藤	井	一	恵
同	竹	中		潮
同	城	下	広	作
同	河	津	修	司

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況

(テーマ「県単独補助金に関する財務事務の執行について」)

通し 番号	補助金 No.	掲載 ページ	所管部 局	回答所属 (課名等)	補助事業名称	表題	指摘・ 意見の 区分	内 容	改善措置	マニュアルによる 措置区分
1	1	24	知事公 室	くまモングループ	くまモン活用地域 資源創出補助金	納付額の算定方法と 証拠書類の保管期間 について	指摘	<p>財産処分の制限が設けられており、取得した資産の耐用年数に相当する期間はその処分に制限がかかるが、その期間中に売却があった場合、補助金の返還や売却代金の全部または一部を県に納付すべきかが定かではない。また仮に、5年を超える耐用年数の資産の取得があり、6年目に売却した場合、納付額を財産の取得価額や補助金の交付額に基づき算定するのであれば、証拠書類の保管期間を過ぎており、詳細が分からず納付額の算定が困難となる。そもそもこれについては、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』にて、既に通知がなされていたが、「令和4年度(2022年度)くまモン活用地域資源創出補助金交付要項」に、反映されていなかった。</p> <p>財産処分があった場合の納付額の算定方法について、要項などで明確にすべきである。証拠書類の保管期間についても、一律5年とするのではなく、「財産処分の制限期間または5年のいずれか長い方」といった期間にすべきである。</p>	<p>本事業は、令和4年度、令和5年度に実施したものであり、既に事業が終了している。</p> <p>今後、同様の事業を行う場合は、指摘内容に沿った要項を策定する。</p> <p>なお、令和4年度、5年度の補助対象事業者には、補助事業で購入した財産の適正な管理を行うよう指導を行った。</p>	実施済
2	4	29	総務部	私学振興課	私学団体補助金 (退職金資金給付 事業)	実績報告の添付書類 について	意見	<p>令和4年度の本事業の実績報告書を確認したところ、収支決算書は、3月31日時点で確定していないため、法人の見込みの貸借対照表を用いて実績報告が行われている。当該補助金は概算払いによって既に支出されており、実績報告は事後的に使用の適切性を確認する手続きであることから、見込みの貸借対照表を用いて実績確認を行う必然性はなく、確定された決算書に基づいて実績を確認すればよい。</p> <p>見込みの貸借対照表を用いている理由は、提出期限が3月31日とされており、当該期限に間に合わせるためである。「熊本県私学団体補助金交付要項」における実績報告期限の見直しを行うことが必要と考えられる。</p>	<p>「熊本県私学団体補助金交付要項」を廃止し、その中に規定されている2つの事業について、それぞれ新しい要項を制定した。</p> <p>その際、指摘のあった退職金資金給付事業については、実績報告の提出期限を補助金の交付決定のあった翌会計年度の6月30日に改めた。</p>	実施済
3	5	31	総務部	私学振興課	私立広域通信制 高等学校経常費 補助金	補助金交付要項の記 載見直しについて	意見	<p>実績報告の方法については、確定した決算書を入手して補助事業の実施状況を確認しており、適切な方法と考えられるが、形式的に補助金交付要項に従った処理となっていない。</p> <p>交付要項に定める提出期限を次年度以降の日付に変更することが望ましい。</p>	<p>令和6年(2024年)7月23日付けで、「熊本県私立広域通信制高等学校経常費補助金交付要項」を一部改正し、実績報告書の提出期限を補助金の交付決定のあった翌会計年度の6月30日に改めた。</p>	実施済

通し 番号	補助金 No.	掲載 ページ	所管部 局	回答所属 (課名等)	補助事業名称	表題	指摘・ 意見の 区分	内 容	改善措置	マニユア ルによる 措置区分
4	6	34	企画振 興部	地域振興課	集落サポートプロ ジェクト事業補助 金	納付額の算定方法と 証拠書類の保管期間 について	指摘	<p>財産処分の制限が設けられており、取得した資産の耐用年数に相当する期間はその処分に制限がかかるが、その期間中に目的外使用や譲渡などの財産処分を行おうとする場合、補助金返還の必要性の有無(必要な場合は返還額の算定方法)が定かではない。また仮に、5年を超える耐用年数の資産の取得があり、6年目に売却した場合、納付額を財産の取得価額や補助金の交付額に基づき算定するのであれば、証拠書類の保管期間を過ぎており、詳細が分からず納付額の算定が困難となる。そもそもこれについては、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』にて、既に通知がなされていたが、「令和4年度(2022年度)集落サポートプロジェクト事業補助金交付要項」に、反映されていなかった。</p> <p>財産処分があった場合の納付額の算定方法について、要項などで明確にすべきである。証拠書類の保管期間についても、一律5年とするのではなく、「財産処分の制限期間または5年のいずれか長い方」といった期間にすべきである。</p>	<p>当該事業は令和4年度に終了したため、今後同種の事業を行う際は、指摘を踏まえて実施する。</p> <p>また、補助金交付先の市町村と、指摘内容を踏まえた適切な事務処理について認識を共有した。</p>	実施済
5	7	37	企画振 興部	地域振興課	移住定住促進す まい支援補助事 業	納付額の算定方法と 証拠書類の保管期間 について	指摘	<p>「令和4年度(2022年度)熊本県移住定住促進すまい支援補助金交付要項」第20条において、財産処分の制限は最長10年となっているものの、交付要項第19条においては、補助金の返還要件として「補助年度から5年度以内に県外からの移住者以外の者向けの住宅として利用されることが明らかになった場合」としか言及されていないため、例えば別の県外からの移住者への売却があった場合や、6年目以降に売却があった場合、補助金の返還や売却代金の全部または一部を県に納付すべきかが定かではない。また、「令和4年度(2022年度)熊本県移住定住促進すまい支援補助金交付要項」第19条及び第20条の規定は、『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』において、有償譲渡や有償貸付の場合は取得後10年経過後であっても補助金返還義務は免除されない旨、規定されていることとも整合していない。さらに、令和4年度(2022年度)熊本県移住定住促進すまい支援補助金交付要項第21条においては、証拠書類の保管期間は5年とされているため、仮に、5年を超える耐用年数の資産の取得があり、6年目以降に売却した場合、納付額を財産の取得価額や補助金の交付額に基づき算定するのであれば、証拠書類の保管期間を過ぎており、詳細が分からず納付額の算定が困難となる。</p> <p>財産処分制限期間内に売却があった場合の納付額の算定方法について、補助金交付要項で明確にすべきである。また『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』によると、有償譲渡の場合は取得後10年経過後であっても補助金返還義務は免除されないことから、財産処分制限期間である10年を超えて売却がなされた場合についての取扱いについても明確にすべきである。そのうえで、証拠書類の保管期間についても、一律5年とするのではなく、財産の処分制限及び補助金の返還と合わせた期間にすべきである。</p>	<p>令和6年7月23日付けで制定した「令和6年度(2024年度)熊本県移住定住促進すまい・課題解決等支援補助金交付要項」の第16条(補助金の返還)に、「熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について」(平成28年4月18日付け事務連絡)を参考に、具体的な返還額の算定方法について記載した別表6を追加した。</p> <p>また、要項第17条(財産処分の制限)に、有償譲渡等による処分の場合等の補助金返還に関する記載を追加し、第16条との整合を図った。</p> <p>さらに、要項第18条(証拠書類の保管)において、保管期間を5年に限定せず、耐用年数に相当する期間とするなど、第16条及び第17条との整合を図った。</p>	実施済

通し 番号	補助金 No.	掲載 ページ	所管部 局	回答所属 (課名等)	補助事業名称	表題	指摘・ 意見の 区分	内 容	改善措置	マニユアルによる 措置区分
6	16	51	企画振 興部	交通政策課	南阿蘇鉄道復興 支援事業費補助 金	納付額の算定方法と 証拠書類の保管期間 について	指摘	<p>財産処分の制限が設けられており、取得した資産の耐用年数に相当する期間はその処分に制限がかかるが、その期間中に目的外使用や譲渡などの財産処分を行おうとする場合、補助金返還の必要性の有無(必要な場合は返還額の算定方法)が定かではない。また仮に、5年を超える耐用年数の資産の取得があり、6年目に売却した場合、納付額を財産の取得価額や補助金の交付額に基づき算定するのであれば、証拠書類の保管期間を過ぎており、詳細が分からず納付額の算定が困難となる。そもそもこれについては、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』にて、既に通知がなされていたが、「令和4年度(2022年度)集落サポートプロジェクト事業補助金交付要項」に、反映されていない。</p> <p>財産処分があった場合の納付額の算定方法について、要項などで明確にすべきである。証拠書類の保管期間についても、一律5年とするのではなく、「財産処分の制限期間または5年のいずれか長い方」といった期間にすべきである。</p>	<p>当該事業は令和4年度(2022年度)交付決定分をもって完了しており、既に交付した補助金について、指摘内容を踏まえた適切な事務処理を行うよう、補助対象事業者と認識を共有した。</p> <p>また、今後、同様の事業を行う場合は、指摘内容に沿った要項を策定する。</p>	実施済
7	17-①	53	企画振 興部	交通政策課	肥薩おれんじ鉄道 運行支援対策事 業補助金	財産処分制限に関す る規定の不備	指摘	<p>通常、補助事業で取得した固定資産について、補助金要項で定められた財産処分の制限期間内に処分が行われた場合は、交付した補助金の返還を求めるなどの対応が考えられる。しかしながら、当該補助事業においては、補助金要項上、財産処分の制限期間に関する規定がないため、仮に補助金で取得した固定資産が短期間で処分されるようなことがあっても、補助金の返還を求める根拠がなく、また返還を求める場合でも金額の算定ができないという点において問題がある。そもそもこれについては、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』にて、既に通知がなされていたが、「熊本県肥薩おれんじ鉄道運行支援対策事業補助金交付要項」に、反映されていない。</p> <p>当該補助事業で取得された固定資産は、鉄道基盤設備の維持に必要なものであることを鑑みると、少なくとも減価償却資産としての耐用年数に相当する期間までは保有すべきものであることから、例えば財産の処分を制限する期間を「減価償却資産としての耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間」とするなど、要項において財産処分の制限について明確にすべきである。財産処分があった場合の納付額の算定方法について、要項などで明確にすべきである。</p>	<p>交付要項を改正し、財産の処分を制限する期間を「減価償却資産としての耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に規定する耐用年数に相当する期間」とした。</p>	実施済
8	17-②	55	企画振 興部	交通政策課	肥薩おれんじ鉄道 運行支援対策事 業補助金	証拠書類の保管期間 について	指摘	<p>当該補助事業で取得された固定資産は、少なくとも減価償却資産としての耐用年数に相当する期間までは保有すべきものであり、耐用年数を加味した財産処分制限が課されるべきものであると考えられる。しかしながら、現状の証拠書類保管期間は5年間と定められているため、例えば補助対象として取得した耐用年数10年の固定資産を6年目に売却するような場合、納付額を財産の取得価額や補助金の交付額に基づき算定するのであれば、証拠書類の保管期間を過ぎており、詳細が分からず納付額の算定が困難となる。</p> <p>財産処分の制限期間について要項に記載したうえで、証拠書類の保管期間については、一律5年とするのではなく、「財産処分の制限期間または5年のいずれか長い方」といった期間にすべきである。</p>	<p>交付要項を改正し、財産処分の証拠書類の保管期間を「財産処分の制限期間または5年のいずれか長い方」とした。</p>	実施済

通し 番号	補助金 No.	掲載 ページ	所管部 局	回答所属 (課名等)	補助事業名称	表題	指摘・ 意見の 区分	内 容	改善措置	マニユア ルによる 措置区分
9	17-③	56	企画振 興部	交通政策課	肥薩おれんじ鉄道 運行支援対策事 業補助金	補助金交付要項にお ける補助対象経費に 関する記載の明瞭化 について	意見	<p>実際の補助金額算定にあたっては、補助対象経費の「(4)資本費」は当年度に取得したものが対象であるのに対して、「(7)資本費に係る長期借入金の元利償還金」は、過去に実施した長期借入れの返済分が対象となっているため、補助金計算にあたって同一の資本費分が二重に計算に含まれるなどの誤りは生じていない。</p> <p>しかしながら、「熊本県肥薩おれんじ鉄道運行支援対策事業補助金交付要項」を見る限りでは上述したような事情は読み取れないため、事業者に誤解を与える可能性がある点で問題がある。</p> <p>例えば、「熊本県肥薩おれんじ鉄道運行支援対策事業補助金交付要項」第3条(補助対象経費)における「(7)資本費に係る長期借入金の元利償還金」の記載に注書きを付すなどして、平成27年3月に実行した長期借入れに限定する旨を明確に記載することが望ましい。</p>	交付要項を改正し、第3条(補助対象経費)における「(7)資本費に係る長期借入金の元利償還金」の記載に注書きを付し、平成27年3月に実行した長期借入れに限定する旨を明確にした。	実施済
10	20-①	62	健康福 祉部	高齢者支援課	老人福祉施設等 整備費補助金(老 人福祉施設整備 等事業)	複数事業年度に渡る 事業の実績報告につ いて	指摘	<p>補助事業が年度内に完了せず、令和5年4月に実績報告が行われているが、会計年度の終了時点(3月31日)において、実績報告が行われていない。ただし、令和5年1月に工事進捗状況報告書の提出がなされており、会計年度が終了するにあたっては、「令和4年度熊本県老人福祉施設等整備費補助金繰越承認申請書」が提出されており、補助金の繰越手続は実施されている。</p> <p>会計年度が終了する際に実績報告が必要とする場合は、適切な様式に基づいて実績報告を求める。手続面として補助金繰越申請のみで良いとするのであれば、「熊本県老人福祉施設等整備費補助金交付要領」に誤記載があることとなるため、実態を反映するよう交付要領の記載を修正する必要がある。</p>	適切な様式に基づき繰越手続を実施できるよう、「熊本県老人福祉施設等整備費補助金交付要領」の記載を修正した。	実施済
11	20-②	64	健康福 祉部	高齢者支援課	老人福祉施設等 整備費補助金(老 人福祉施設整備 等事業)	納付額の算定方法と 証拠書類の保管期間 について	指摘	<p>建物などの財産を取得後、仮に6年目に売却した場合、この売却代金の全部または一部を県に納付しなければならないが、要項・要領上、金額の厳密な算定方法(全部なのか一部なのか、また一部の場合どう算定するのか)が不明確である。また仮に納付額を財産の取得価額や補助金の交付額に基づき算定するのであれば、証拠書類の保管期間を過ぎており、詳細が分からず納付額の算定が困難となる。そもそもこれについては、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』にて、既に通知がなされていたが、「熊本県老人福祉施設等整備費補助金交付要領」に、反映されていなかった。</p> <p>財産処分があった場合の納付額の算定方法について、要領などで明確にすべきである。証拠書類の保管期間についても、一律5年とするのではなく、「財産処分の制限期間または5年のいずれか長い方」といった期間にすべきである。</p>	「熊本県老人福祉施設等整備費補助金交付要領」を改正し、財産処分があった場合の納付額の算定方法について明記した。 また、証拠書類の保管期間について、一律5年としていたものを、「財産処分の制限期間又は5年のいずれか長い方」に改めた。	実施済

通し 番号	補助金 No.	掲載 ページ	所管部 局	回答所属 (課名等)	補助事業名称	表題	指摘・ 意見の 区分	内 容	改善措置	マニユア ルによる 措置区分
12	24	71	健康福 祉部	高齢者支援課	介護保険苦情処 理体制整備事業 費補助金	補助金額算定根拠の 明確化について	意見	<p>国から「当該業務に要する費用に不足額が生じることのないよう、都道府県を中心に、また、必要に応じ、苦情処理業務により間接的に利益が及ぶ保険者を含めて協議・調整し、所要額の確保に努めること」と通知があつているが、補助率が41%程度しかないことから、国保連合会では、苦情処理業務の費用の不足額を審査支払手数料から充当している状況が発生している。補助対象経費に対する補助率、もしくは補助額の上限について検討を行うなど、県を中心に市町村も含めて協議・調整のうえ、必要額の確保に努めることが望ましい。</p>	<p>今回の御意見を踏まえ、補助経費の市町村負担の適否について補助対象団体及び市町村と協議を行うため、補助対象経費の合計額について確認を行うこととした。</p>	着手済
13	26-①	74	健康福 祉部	子ども未来課	子どものための教 育・保育給付費地 方単独費用県費 補助金	納付額の算定方法と 証拠書類の保管期間 について	指摘	<p>建物などの財産を取得後、仮に6年目に売却した場合、この売却代金の全部または一部を県に納付しなければならないが、要項・要領上、金額の厳密な算定方法(全部なのか一部なのか、また一部の場合どう算定するのか)が不明確である。また仮に納付額を財産の取得価額や補助金の交付額に基づき算定するのであれば、証拠書類の保管期間を過ぎており、詳細が分からず納付額の算定が困難となる。そもそもこれについては、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』にて、既に通知がなされていたが、「熊本県老人福祉施設等整備費補助金交付要領」に、反映されていなかった。</p> <p>財産処分があつた場合の納付額の算定方法について、要領などで明確にすべきである。証拠書類の保管期間についても、一律5年とするのではなく、「財産処分の制限期間または5年のいずれか長い方」といった期間にすべきである。</p>	<p>当補助金は、公定価格の一部を国、県、市町村が一定の割合で補助する事業であり、財産処分があつた場合は、国、県、市町村、それぞれに補助額の一部を返還させる必要がある。しかし、処分財産の購入費のどこにどれだけの県補助金が充てられているのか切り分けができないことから、県のみが取り扱いを定めるのではなく、制度全体として変更が必要である。</p> <p>そこで、制度を所管することも家庭庁に対し、対応の必要性を訴えることとし、財産処分があつた場合の納付額の算定方法を要綱等で示すよう担当者に伝えた。</p> <p>また、証拠書類の保管期間についても一律5年とするのではなく、各都道府県で柔軟に対応できるような取扱いとすることについても担当者に伝えた。</p>	着手済
14	26-②	74	健康福 祉部	子ども未来課	子どものための教 育・保育給付費地 方単独費用県費 補助金	処分制限の定め の適用先について	意見	<p>補助金の直接的な交付先が市町村であり、市町村からの申請に基づいて補助金を支給しているが、財産処分制限を市町村に課しているのか、最終的に市町村から補助金を受領する認定こども園などに対して課しているのか判然としない。したがって、知事の承認を受けて財産を処分する場合、県に申請を行うのが市町村なのか認定こども園なのか責任の所在が不明確となっている。</p> <p>財産処分制限に係る責任の明確化のため、補助金を支給する市町村に課しているのか、最終的な受領者である認定こども園に課しているのか、要綱において明確に記載することが望ましい。</p>	<p>当補助金は、公定価格の一部を国、県、市町村が一定の割合で補助する事業であり、財産処分があつた場合は、国、県、市町村、それぞれに補助額の一部を返還させる必要がある。しかし、処分財産の購入費のどこにどれだけの県補助金が充てられているのか切り分けができないことから、県のみが取り扱いを定めるのではなく、制度全体として変更が必要である。</p> <p>そこで、制度を所管することも家庭庁に対し、対応の必要性を訴えることとし、財産処分の制限が課される主体について要綱等で明示するよう担当者に伝えた。</p>	着手済

通し 番号	補助金 No.	掲載 ページ	所管部 局	回答所属 (課名等)	補助事業名称	表題	指摘・ 意見の 区分	内 容	改善措置	マニユアルによる 措置区分
15	26-③	75	健康福 祉部	子ども未来課	子どものための教育・保育給付費地方単独費用県費補助金	処分制限のある資産取得状況の把握について	意見	報告内容から財産処分制限の対象となる資産の取得があったかどうか判断できない様式が用いられている。仮に取得した資産や取得時期に関して虚偽や誤謬が含まれていても検証することができないと考えられる。また、市町村や認定こども園が申請を失念した場合(意図的に申請しない場合も含む)には、財産処分制限の規定に反する事実気づく機会が得られない。財産処分制限が課されている資産の取得が把握できる報告様式とすることが望ましい。	当補助金は、公定価格の一部を国、県、市町村が一定の割合で補助する事業であり、財産処分があった場合は、国、県、市町村、それぞれに補助額の一部を返還させる必要がある。しかし、処分財産の購入費のどこにどれだけの県補助金が充てられているのか切り分けができないことから、県のみが取り扱いを定めるのではなく、制度全体として変更が必要である。そこで、制度を所管することも家庭庁に対し、対応の必要性を訴えることとし、財産処分制限が課されている資産の取得が把握できる報告様式とするよう担当者に伝達した。	着手済
16	27	80	健康福 祉部	子ども未来課	乳幼児医療費助成事業補助金	業務効率化のための書類様式の共通化について	意見	医療費の補助で支給する相手は市町村であり、No.30「ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金」と共通する点が多い。補助金の性質や求められる手続はほぼ同様であるのに対して、書類の様式が異なることで業務の共通化、効率化を阻んでいる。書類の様式を共通化することが望ましい。なお、当該補助金の必要書類は、前期予算との比較や市町村が集計した結果に対する確認などを含んでおり、市町村が算出した補助金額の正確性を検討できる形式となっていることから、当該補助金の書類様式をベースとすることが望ましい。	本補助金様式をNo.30の「ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金」の担当者に共有した。現在、No.30の「ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金」においては、市町村担当者との協議を行っているところであり、その結果、必要があれば本補助金様式の見直しを行う。	着手済
17	28	82	健康福 祉部	子ども未来課	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	財政状態の確認について	意見	当該補助金の効果測定については特段行われていないとのことであるが、共済事業の収支のバランスだけでなく、基金の財政的安定に貢献できているかどうかという観点で実施することが有用と考えられる。その場合、貸借対照表などを入手していないため、財政的安定に貢献できているかどうか不明となっている。仮に財政状態が安定している状況であれば、当該補助金を縮小し、違う方法によって社会福祉施設職員の待遇改善に向けて、逆に大幅な債務超過であれば補助額の増加を検討するなどの対応も考えられ、適切な補助金のあり方を検討する材料となると考えられる。実績報告において貸借対照表を添付書類として入手するよう要項の記載を改めることが望ましい。	当該補助金は独立行政法人福祉医療機構に対して支出しているが、その金額は厚生労働省社会・擁護局長通知で定められた単位金額に対象人数を乗じた額であり、全都道府県が同様の事務処理を行っている。今後は、同機構ホームページに掲載の貸借対照表等を参照する等により、継続的に運営状況を確認していくこととした。	実施済

通し 番号	補助金 No.	掲載 ページ	所管部 局	回答所属 (課名等)	補助事業名称	表題	指摘・ 意見の 区分	内 容	改善措置	マニユアルによる 措置区分
18	29	84	健康福祉部	子ども未来課	一般社団法人熊本県私立幼稚園連合会補助金	財政状態の確認について	意見	当該補助金の効果測定については特段行われていないとのことであるが、共済事業の収支のバランスだけでなく、基金の財政的安定に貢献できているかどうかという観点で実施することが有用と考えられる。その場合、貸借対照表などを入手していないため、財政的安定に貢献できているかどうか不明となっている。仮に財政状態が安定している状況であれば、当該補助金を縮小し、違う方法によって社会福祉施設職員の待遇改善に向けて、逆に大幅な債務超過であれば補助額の増加を検討するなどの対応も考えられ、適切な補助金のあり方を検討する材料となると考えられる。 実績報告において貸借対照表を添付書類として入手するよう要項の記載を改めることが望ましい。	補助対象団体から貸借対照表の提出を受け、共済事業を安定的に運営するためには、より多額の補助金が必要であることが確認された。しかし一方で、県の財政状況は厳しく、補助額を増額することは難しい。 今後も、貸借対照表等を参照する等により、継続的に運営状況を確認していく。	実施済
19	30	86	健康福祉部	子ども家庭福祉課	ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金	業務効率化のための書類様式の共通化について	意見	当該補助金については、医療費の補助で支給する相手は市町村であり、No.27の熊本県乳幼児医療費助成事業補助金と共通する点が多い。しかしながら、提出書類の様式は大きく異なっている。補助金の性質や求められる手続はほぼ同様であるのに対して、書類の様式が異なることで業務の共通化、効率化を阻んでいる。 書類の様式を共通化することが望ましい。	No.27の熊本県乳幼児医療費助成事業補助金の様式に合わせる場合、市町村のひとり親家庭等医療費助成事業の担当者に新たな業務負担を求めることとなる可能性がある。 そのため、9月以降、児童手当及び児童扶養手当の市町村事務監査等の機会を捉え、市町村担当者から意見を聞くなどして、業務の効率化・様式の共通化の検討を行っている。	着手済
20	36	93	健康福祉部	薬務衛生課	危険ドラッグ対策事業補助金	実績確認について	意見	実質的に3月31日が報告期限であるため、見込みで実績集計が行われるが、集計金額は決算において確定される金額ではないため、決算において金額が変動する可能性もある。 No.5「私立広域通信制高等学校経常費補助金」においては、翌年度において確定した決算書をもって実績報告が行われており、同様にNPO法人の確定した決算書をもって実績確認を行うことが望ましい。また、この場合、「危険ドラッグ対策事業補助金交付要領」における実績報告期限の見直しを行うことが必要と考えられる。	本補助金は、補助対象団体の事業の一部に対する補助であり、年度内で補助基準額を確定することが可能であると整理できたため、実績報告期限は変更せず、実績金額の正確性の確認方法について見直しを行うこととした。	実施済
21	37	96	環境生活部	環境政策課	外国人水銀研究者育成支援事業費補助金	研究者の在籍確認について	意見	補助の前提として留学生が、補助対象となる学術機関に在籍していることが前提となるが、補助金の実績報告時に、補助対象となる留学生が期間を通して当該学術機関に在籍したことを確認した形跡が残されていなかった。 実績報告の際において補助対象期間を通じて、補助対象となる研究者が当該学術機関に在籍していることを確認できる証票を徴求し、補助対象となる期間中に在籍が継続していることを確認するとともに、確認した証跡を残しておき、後日再検証できるようにしておくことが望ましい。	令和5年度実績報告から、補助対象期間を通じて学術機関に在籍していたことを証明する「在学証明書」を徴収し、実績報告時において在籍を確認するとともに、後日再検証できるようにした。	実施済

通し番号	補助金No.	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	補助事業名称	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
22	39	99	環境生活部	人権同和政策課	部落解放同盟熊本県連合会事業費補助金	補助金額算定根拠の明確化について	意見	<p>補助金の予算額について、平成26年以降一定額となっている。事業者の活動を支援する補助金については、事前に補助対象事業にかかる支出額を見積り、補助金予算を算定すべきところ、主に過去の実績を基準として予算が決められており、現時点における補助対象経費に対して、予算額が妥当であるか判断された形跡がない。また、補助金の減額が見込まれる状況にあっても、それに対応した当初予算の設定もしくは補正予算の必要性を検討した形跡がない。</p> <p>補助金予算算定の際に補助対象経費の範囲及び見込み額や、補助対象事業者の財務状況をできる限り正確に把握したうえで補助金予算を策定することが望ましい。</p>	<p>令和6年度の補助金交付申請から、当該団体に対し、収支予算書の補助対象経費の内訳書を添付させ、積算根拠の詳細を確認することとした。</p> <p>また、令和7年度の予算要求においては、補助対象経費の見込額(積算根拠)を添付させ、補助所要額の適正性を確認するとともに、当該団体の決算書を添付させ、財務面から見た補助金の必要性を確認することとした。</p>	実施済
23	40	101	環境生活部	人権同和政策課	全日本同和会熊本県連合会事業費補助金	補助金額算定根拠の明確化について	意見	<p>補助金の予算額について、平成26年以降一定額となっている。事業者の活動を支援する補助金については、事前に補助対象事業にかかる支出額を見積り、補助金予算を算定すべきところ、主に過去の実績を基準として予算が決められており、現時点における補助対象経費に対して、予算額が妥当であるか判断された形跡がない。また、補助金の減額が見込まれる状況にあっても、それに対応した当初予算の設定もしくは補正予算の必要性を検討した形跡がない。</p> <p>補助金予算算定の際に補助対象経費の範囲及び見込み額や、補助対象事業者の財務状況をできる限り正確に把握したうえで補助金予算を策定することが望ましい。</p>	<p>令和6年度の補助金交付申請から、当該団体に対し、収支予算書の補助対象経費の内訳書を添付させ、積算根拠の詳細を確認することとした。</p> <p>また、令和7年度の予算要求においては、補助対象経費の見込額(積算根拠)を添付させ、補助所要額の適正性を確認するとともに、当該団体の決算書を添付させ、財務面から見た補助金の必要性を確認することとした。</p>	実施済
24	41	104	商工労働部	商工政策課	運輸事業振興助成補助金	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について	指摘	<p>財産処分の制限が設けられており、取得した資産の耐用年数に相当する期間はその処分に制限がかかるが、その期間中に売却があった場合、この売却代金の全部または一部を県に納付させることができるとされている。しかしながら要領・要領上、金額の厳密な算定方法(全部なのか一部なのか、また一部の場合どう算定するのか)が不明確である。また仮に、5年を超える耐用年数の資産の取得があり、6年目に売却した場合、納付額を財産の取得価額や補助金の交付額に基づき算定するのであれば、証拠書類の保管期間を過ぎており、詳細が分からず納付額の算定が困難となる。そもそもこれについては、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』にて、既に通知がなされていたが、「令和4年度(2022年度)熊本県運輸事業振興助成補助金事務処理要領」に、反映されていなかった。</p> <p>財産処分があった場合の納付額の算定方法について、要領などで明確にすべきである。証拠書類の保管期間についても、一律5年とするのではなく、「財産処分の制限期間または5年のいずれか長い方」といった期間にすべきである。</p>	<p>財産処分があった場合の納付額の算定方法について、令和6年度同補助金事務処理要領の第8条に、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡「熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について」の考え方を反映させた。</p> <p>また、証拠書類の保管期間について、事務処理要領第10条において「規則第23条に規定する別に定める期間は、第8条第2項に定める期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する期間)又は5年のいずれか長い方とする。」とした。</p>	実施済

通し番号	補助金No.	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	補助事業名称	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
25	42-①	107	商工労働部	商工政策課	商店街振興組合指導事業費補助金	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について	指摘	<p>財産処分の制限が設けられており、取得した資産の耐用年数に相当する期間はその処分に制限がかかるが、その期間中に売却があった場合、この売却代金の全部または一部を県に納付させることができるとされている。しかしながら要項・要領上、金額の厳密な算定方法(全部なのか一部なのか、また一部の場合どう算定するのか)が不明確である。また仮に、5年を超える耐用年数の資産の取得があり、6年目に売却した場合、納付額を財産の取得価額や補助金の交付額に基づき算定するのであれば、証拠書類の保管期間を過ぎており、詳細が分からず納付額の算定が困難となる。そもそもこれについては、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』にて、既に通知がなされていたが、「令和4年度(2022年度)熊本県運輸事業振興助成補助金事務処理要領」に、反映されていなかった。</p> <p>財産処分があった場合の納付額の算定方法について、要領などで明確にすべきである。証拠書類の保管期間についても、一律5年とするのではなく、「財産処分の制限期間または5年のいずれか長い方」といった期間にすべきである。</p>	熊本県商工労働補助金等交付要項第13条に「規則第21条第2項に規定する期間は、別に定める。」と規定されているが、本補助金においては財産の取得は補助対象外であるため、交付要領に財産処分の規定は設けていない。今後、財産取得を補助対象とする場合には、指摘を踏まえ、適切な規定を設ける。	実施済
26	42-②	107	商工労働部	商工政策課	商店街振興組合指導事業費補助金	検査調書について	意見	<p>検査調書には、検査結果として「良好」と記載されているのみであり、どのような検査を実施したのか不明である。チェックリストを作成するなど、どのような検査を実施したのか分かるようにすることが望ましい。</p>	令和5年度の同補助事業から、点検ポイントを明記したチェックリストを作成し、検査を実施した。	実施済
27	43	109	商工労働部	商工政策課	組織化指導費補助金	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について	指摘	<p>財産処分の制限が設けられており、取得した資産の耐用年数に相当する期間はその処分に制限がかかるが、その期間中に売却があった場合、この売却代金の全部または一部を県に納付させることができるとされている。しかしながら要項・要領上、金額の厳密な算定方法(全部なのか一部なのか、また一部の場合どう算定するのか)が不明確である。また仮に、5年を超える耐用年数の資産の取得があり、6年目に売却した場合、納付額を財産の取得価額や補助金の交付額に基づき算定するのであれば、証拠書類の保管期間を過ぎており、詳細が分からず納付額の算定が困難となる。そもそもこれについては、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』にて、既に通知がなされていたが、「令和4年度(2022年度)熊本県運輸事業振興助成補助金事務処理要領」に、反映されていなかった。</p> <p>財産処分があった場合の納付額の算定方法について、要領などで明確にすべきである。証拠書類の保管期間についても、一律5年とするのではなく、「財産処分の制限期間または5年のいずれか長い方」といった期間にすべきである。</p>	令和7年度の同補助事業から、前述の「運輸事業振興助成補助金」と同様に、財産処分があった場合の納付額の算定方法及び証拠書類の保管期間について、指摘を踏まえた内容に交付要項の改正を行うこととしている。	着手済
28	44	111	商工労働部	労働雇用創生課	シルバー人材センター連合会補助金	補助事業の内容等の変更に係る事業変更計画書の申請要件について	意見	<p>当該補助事業に係る変更計画書の提出要件としては、『著しい変更が生じた場合』という記載しかなく、具体性に欠ける内容となっている。</p> <p>例えば、変更計画書の提出要件として、商工労働部所管補助事業便覧に「補助対象経費が〇〇%以上変動した場合」など、定量的な要件を付すなどして、個人の主観が介入しにくいように明瞭化することが望ましい。</p>	商工労働部所管補助事業便覧を変更し、計画変更申請要件に、「補助事業に要する経費の20%を超える変更が生じた場合」を明記した。	実施済

通し 番号	補助金 No.	掲載 ページ	所管部 局	回答所属 (課名等)	補助事業名称	表題	指摘・ 意見の 区分	内 容	改善措置	マニユア ルによる 措置区分
29	45	113	商工労働部	産業支援課	事業革新支援事業費補助金	補助事業の内容等の変更に係る事業変更計画書の申請要件について	意見	当該補助事業に係る変更計画書の提出要件としては、『著しい変更が生じた場合』という記載しかなく、具体性に欠ける内容となっている。 例えば、変更計画書の提出要件として、商工労働部所管補助事業便覧に「補助対象経費が〇〇%以上変動した場合」など、定量的な要件を付すなどして、個人の主観が介入しにくいように明瞭化することが望ましい。	商工労働部所管補助事業便覧を変更し、計画変更申請要件に、「補助対象経費の20%を超える変更を行う場合」を明記した。	実施済
30	46	115	商工労働部	産業支援課	地場企業立地促進補助金	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について	指摘	財産処分の制限が設けられており、取得した資産の耐用年数に相当する期間はその処分に制限がかかるが、その期間中に売却があった場合、この売却代金の全部または一部を県に納付させることができるとされている。しかしながら要項・要領上、金額の厳密な算定方法(全部なのか一部なのか、また一部の場合どう算定するのか)が不明確である。また仮に、5年を超える耐用年数の資産の取得があり、6年目に売却した場合、納付額を財産の取得価額や補助金の交付額に基づき算定するのであれば、証拠書類の保管期間を過ぎており、詳細が分からず納付額の算定が困難となる。そもそもこれについては、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』にて、既に通知がなされていたが、「令和4年度(2022年度)熊本県運輸事業振興助成補助金事務処理要領」に、反映されていなかった。 財産処分があった場合の納付額の算定方法について、要領などで明確にすべきである。証拠書類の保管期間についても、一律5年とするのではなく、「財産処分の制限期間または5年のいずれか長い方」といった期間にすべきである。	財産処分の算定方法について、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』を補助対象者に予め明示し、当事務連絡内容に基づき補助金返納額の算定を行うこととした。 また、補助金交付要項を改正し、書類の保管期間を一律5年としていたものを、同要項で定める財産処分の制限期間又は5年のいずれか長い期間とした。	実施済
31	47	117	商工労働部	産業支援課	リーディング企業創出支援事業費補助金	補助事業の内容等の変更に係る事業変更計画書の申請要件について	意見	当該補助事業に係る変更計画書の提出要件としては、『著しい変更が生じた場合』という記載しかなく、具体性に欠ける内容となっている。 例えば、変更計画書の提出要件として、商工労働部所管補助事業便覧に「補助対象経費が〇〇%以上変動した場合」など、定量的な要件を付すなどして、個人の主観が介入しにくいように明瞭化することが望ましい。	商工労働部所管補助事業便覧を変更し、計画変更申請要件に、「補助対象経費の20%を超える変更を行う場合」を明記した。	実施済

通し 番号	補助金 No.	掲載 ページ	所管部 局	回答所属 (課名等)	補助事業名称	表題	指摘・ 意見の 区分	内 容	改善措置	マニユア ルによる 措置区分
32	48	118	商工労働部	産業支援課	リーディング企業育成支援事業費補助金(投資分)	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について	指摘	<p>財産処分の制限が設けられており、取得した資産の耐用年数に相当する期間はその処分に制限がかかるが、その期間中に売却があった場合、この売却代金の全部または一部を県に納付させることができるとされている。しかしながら要項・要領上、金額の厳密な算定方法(全部なのか一部なのか、また一部の場合どう算定するのか)が不明確である。また仮に、5年を超える耐用年数の資産の取得があり、6年目に売却した場合、納付額を財産の取得価額や補助金の交付額に基づき算定するのであれば、証拠書類の保管期間を過ぎており、詳細が分からず納付額の算定が困難となる。そもそもこれについては、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』にて、既に通知がなされていたが、「令和4年度(2022年度)熊本県運輸事業振興助成補助金事務処理要領」に、反映されていなかった。</p> <p>財産処分があった場合の納付額の算定方法について、要領などで明確にすべきである。証拠書類の保管期間についても、一律5年とするのではなく、「財産処分の制限期間または5年のいずれか長い方」といった期間にすべきである。</p>	<p>財産処分の算定方法について、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』を補助対象者に予め明示し、当事務連絡内容に基づき補助金返納額の算定を行うこととした。</p> <p>また、補助金交付要項を改正し、書類の保管期間を一律5年としていたものを、同要項で定める財産処分の制限期間又は5年のいずれか長い期間とした。</p>	実施済
33	49-①	119	商工労働部	企業立地課	企業立地促進補助金	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について	指摘	<p>財産処分の制限が設けられており、取得した資産の耐用年数に相当する期間はその処分に制限がかかるが、その期間中に売却があった場合、この売却代金の全部または一部を県に納付させることができるとされている。しかしながら要項・要領上、金額の厳密な算定方法(全部なのか一部なのか、また一部の場合どう算定するのか)が不明確である。また仮に、5年を超える耐用年数の資産の取得があり、6年目に売却した場合、納付額を財産の取得価額や補助金の交付額に基づき算定するのであれば、証拠書類の保管期間を過ぎており、詳細が分からず納付額の算定が困難となる。そもそもこれについては、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』にて、既に通知がなされていたが、「令和4年度(2022年度)熊本県運輸事業振興助成補助金事務処理要領」に、反映されていなかった。</p> <p>財産処分があった場合の納付額の算定方法について、要領などで明確にすべきである。証拠書類の保管期間についても、一律5年とするのではなく、「財産処分の制限期間または5年のいずれか長い方」といった期間にすべきである。</p>	<p>財産処分の算定方法について、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』を補助対象者に予め明示し、当事務連絡内容に基づき補助金返納額の算定を行うこととする。</p> <p>また、補助金交付要項を改正し、書類の保管期間を一律5年としていたものを、同要項で定める財産処分の制限期間又は5年のいずれか長い期間とした。</p>	実施済
34	49-②	119	商工労働部	企業立地課	企業立地促進補助金	補助対象企業の要件について	指摘	<p>要項上、スモールスタート研究開発業の場合に補助対象となるのは、「投下固定資産額と投下リース資産額の合計」が1千万円以上で、かつ「新規雇用者」が3人以上であることが必要である。</p> <p>当該事業の場合、「投下固定資産額と投下リース資産額の合計」が1千万円未満であり、補助対象にならない。「投下固定資産額と投下リース資産額の合計」に年間の「事務所賃借額」を加えた金額(16,380,000円)をもって補助対象に該当するか否か判断しているが、適切ではない。従来からあった「熊本県企業立地促進補助金交付要項」に新たにスモールスタート研究開発業を追加した際の整理が十分ではなかったため、要項が当初意図したとおりとなっていない。</p> <p>要項作成時には、運用に当たり齟齬が生じないように十分に留意する必要がある。</p>	<p>スモールスタート研究開発業については、令和6年(2024年)3月31日で終了した。</p> <p>今後、同様の事業を行う際には、運用時に疑義が生じないように、指摘内容を踏まえ十分な検討を行う。</p>	実施済

通し番号	補助金 No.	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	補助事業名称	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
35	49-③	122	商工労働部	企業立地課	企業立地促進補助金	補助金の割合について	指摘	補助金の割合は、外資系企業が5%、セミコンダクタは3%であり、算定基礎資料上の記載が誤っている。事務処理の適正性に努める必要がある。	算定基礎資料上の記載を修正した。今後も事務処理の適正性に努める。	実施済
36	49-④	123	商工労働部	企業立地課	企業立地促進補助金	事業区分の記載について	意見	研究開発業では投下固定資産5千万円以上が要件となるが、製造業等であれば投下固定資産3億円以上が要件となっているので、適用外となる。適用事業所指定書の「事業種目」、実地検査チェック表の「業種」、補助金の算定基礎の「事業業種」、いずれにも研究開発業の記載はなく、実際に補助金の額を算定する際に研究開発業の5%が適用されており、事業区分の記載が明確ではない。どの事業区分を適用するのか、書類上、明確にすることが望ましい。	補助金交付の重要な要件である立地協定の締結の起案の際に、補助金要項別表5に掲げる業種(事業区分)を記載し、該当する補助率の適用について、決裁を受けることとした。また、実地検査チェック表の業種欄に、補助金要項別表5に掲げる業種(事業区分)を記載し、補助率の確認を行うこととした。	実施済
37	49-⑤	124	商工労働部	企業立地課	企業立地促進補助金	研究開発業の定義について	意見	研究開発業に分類されるか否かで補助率が大きく異なるが、研究開発業に関する明確な定義はない。明確な定義を設けるか、或いは対象企業から研究開発業に該当する疎明資料を入手することが望ましい。	補助制度創設時に定めた研究開発業の定義(金融庁「研究開発費等に係る会計基準」に定義された研究及び開発を行うこと)に基づき、対象企業から提出される適用事業所指定申請書の新增設計画により、研究開発業である旨を確認することとした。	実施済
38	50	128	商工労働部	企業立地課	産業支援サービス業等立地促進補助金	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について	指摘	財産処分の制限が設けられており、取得した資産の耐用年数に相当する期間はその処分に制限がかかるが、その期間中に売却があった場合、この売却代金の全部または一部を県に納付させることができるとされている。しかしながら要項・要領上、金額の厳密な算定方法(全部なのか一部なのか、また一部の場合どう算定するのか)が不明確である。また仮に、5年を超える耐用年数の資産の取得があり、6年目に売却した場合、納付額を財産の取得価額や補助金の交付額に基づき算定するのであれば、証拠書類の保管期間を過ぎており、詳細が分からず納付額の算定が困難となる。そもそもこれについては、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』にて、既に通知がなされていたが、「令和4年度(2022年度)熊本県運輸事業振興助成補助金事務処理要領」に、反映されていなかった。財産処分があった場合の納付額の算定方法について、要領などで明確にすべきである。証拠書類の保管期間についても、一律5年とするのではなく、「財産処分の制限期間または5年のいずれか長い方」といった期間にすべきである。	財産処分の算定方法について、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』を補助対象者に明示し、当事務連絡内容に基づき補助金返納額の算定を行うこととした。また、補助金交付要項を改正し、書類の保管期間を一律5年としていたものを、同要項で定める財産処分の制限期間又は5年のいずれか長い期間とした。	実施済

通し 番号	補助金 No.	掲載 ページ	所管部 局	回答所属 (課名等)	補助事業名称	表題	指摘・ 意見の 区分	内 容	改善措置	マニユアルによる 措置区分
39	54-①	133	観光戦略部	観光企画課	ユニークベニュー 利用促進事業費 補助金	納付額の算定方法と 証拠書類の保管期間 について	指摘	<p>財産処分の制限が設けられており、取得した資産の耐用年数に相当する期間はその処分に制限がかかるが、その期間中に売却があった場合、補助金の返還や売却代金の全部または一部を県に納付すべきかが定かではない。また仮に、5年を超える耐用年数の資産の取得があり、6年目以降に売却した場合、納付額を財産の取得価額や補助金の交付額に基づき算定するのであれば、証拠書類の保管期間を過ぎており、詳細が分からず納付額の算定が困難となる。そもそもこれについては、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』にて、既に通知がなされていたが、「ユニークベニュー利用促進事業費補助金交付要領」に、反映されていない。</p> <p>財産処分があった場合の納付額の算定方法について、要領などで明確にすべきである。証拠書類の保管期間についても、一律5年とするのではなく、「財産処分の制限期間または5年のいずれか長い方」といった期間にすべきである。</p>	<p>令和6年4月1日付けで「ユニークベニュー利用促進事業費補助金交付要領」を改正し、財産処分があった場合の納付額の算定方法について、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』の内容を反映させた。</p> <p>また、証拠書類の保管期間について、「財産処分の制限期間または5年のいずれか長い方」とした。</p>	実施済
40	54-②	135	観光戦略部	観光企画課	ユニークベニュー 利用促進事業費 補助金	補助事業の内容等の変更に 係る事業変更計画書の 申請要件について	意見	<p>当該補助事業に係る変更計画書の提出要件としては、『著しい変更が生じた場合』という記載しかなく、具体性に欠ける内容となっている。</p> <p>例えば、変更計画書の提出要件として、熊本県観光戦略補助金等交付要項別表に「補助対象経費が〇〇%以上変動した場合」など、定量的な要件を付すなどして、個人の主観が介入しにくいように明瞭化することが望ましい。</p>	<p>令和6年7月5日付けで「熊本県観光戦略補助金等交付要項」を改正し、別表の計画変更申請要件に「補助対象経費が20%を超える変更を行う場合」を明記した。</p>	実施済
41	55	137	商工労働部	販路拡大ビジネス課	農畜産物輸出促進協議会 事業費補助金	補助事業の内容等の変更に 係る事業変更計画書の 申請要件について	意見	<p>当該補助事業に係る変更計画書の提出要件としては、『著しい変更が生じた場合』という記載しかなく、具体性に欠ける内容となっている。</p> <p>例えば、変更計画書の提出要件として、熊本県観光戦略補助金等交付要項別表に「補助対象経費が〇〇%以上変動した場合」など、定量的な要件を付すなどして、個人の主観が介入しにくいように明瞭化することが望ましい。</p>	<p>令和6年7月5日付けで「熊本県観光戦略補助金等交付要項」を改正し、別表の計画変更申請要件に「補助対象経費の30%を超える増減」を明記した。</p>	実施済
42	56	138	商工労働部	販路拡大ビジネス課	くまもと県産酒普及 推進補助金	補助事業の内容等の変更に 係る事業変更計画書の 申請要件について	意見	<p>当該補助事業に係る変更計画書の提出要件としては、『著しい変更が生じた場合』という記載しかなく、具体性に欠ける内容となっている。</p> <p>例えば、変更計画書の提出要件として、熊本県観光戦略補助金等交付要項別表に「補助対象経費が〇〇%以上変動した場合」など、定量的な要件を付すなどして、個人の主観が介入しにくいように明瞭化することが望ましい。</p>	<p>令和6年7月5日付けで「熊本県観光戦略補助金等交付要項」を改正し、別表の計画変更申請要件に「補助対象経費の20%を超える変更を行う場合」を明記した。</p>	実施済
43	57	139	農林水産部	団体支援課	漁業近代化資金融通 対策費	証拠書類の保管期間の 定めについて	指摘	<p>「熊本県漁業近代化資金利子補給交付要綱」では、証拠書類の保管期間についての定めがない。</p> <p>「熊本県漁業近代化資金利子補給交付要綱」に個別で証拠書類の保管期間を定めるか、または、農林水産部の他の補助金などと同様に、「熊本県農林水産業振興補助金等交付要項」を準用することを検討すべきである。</p>	<p>令和6年3月29日に「熊本県漁業近代化資金利子補給交付要綱」を改正し、証拠書類の保管期間を「貸付金の償還等が終了するまでの期間」と定めた。</p>	実施済

通し 番号	補助金 No.	掲載 ページ	所管部 局	回答所属 (課名等)	補助事業名称	表題	指摘・ 意見の 区分	内 容	改善措置	マニュアルによる 措置区分
44	58	141	農林水産部	団体支援課	農業近代化資金等助成費	他の要項との整合性について	意見	当該事業が「熊本県補助金等交付規則」を準用していないことは問題ないものの、ほとんど同じ制度であるNo.57「漁業近代化資金金融通対策費」は「熊本県補助金等交付規則」を準用しており、同一課(農林水産部団体支援課)内で要項の体系に違いがあることに違和感がある。 それぞれの要項を検討したうえで、要項の体系を整理すべきである。整理の方法として、①「熊本県補助金等交付規則」を準用する、②「熊本県補助金等交付規則」及び「熊本県農林水産業振興補助金等交付要項」を準用する、③他の規則などを準用せずに単独の要項とする、などがある。	制度資金に係る各要項については、各事業の背景に基づき制度設計され、これまで適正に運用してきた。御意見を踏まえ、今後、各要項の改正の機会をとらえ、事務手続きの体系化や明確化を順次図ることとした。	着手済
45	59	144	農林水産部	団体支援課	農業経営負担軽減支援資金助成費	他の要項との整合性について	意見	当該事業が「熊本県補助金等交付規則」を準用していないことは問題ないものの、ほとんど同じ制度であるNo.57「漁業近代化資金金融通対策費」は「熊本県補助金等交付規則」を準用しており、同一課(農林水産部団体支援課)内で要項の体系に違いがあることに違和感がある。 それぞれの要項を検討したうえで、要項の体系を整理すべきである。整理の方法として、①「熊本県補助金等交付規則」を準用する、②「熊本県補助金等交付規則」及び「熊本県農林水産業振興補助金等交付要項」を準用する、③他の規則などを準用せずに単独の要項とする、などがある。	制度資金に係る各要項については、各事業の背景に基づき制度設計され、これまで適正に運用してきた。御意見を踏まえ、今後、各要項の改正の機会をとらえ、事務手続きの体系化や明確化を順次図ることとした。	着手済
46	62-①	148	農林水産部	流通アグリビジネス課	企業の農業参入トータルサポート事業(参入企業スタートアップ支援事業)	雇用形態の判断について	意見	常時雇用者の判断において、正社員か否かを判断するにあたり、補助金申請者の判断を裏付ける資料がないため、補助事業者要件の適否や補助限度額の算定が適切に実施されない可能性がある。 雇用契約書や労働条件通知書といった雇用形態を判断する根拠資料を必要書類として添付することが望ましい。	補助金交付要領を改正し、雇用形態を判断する根拠資料として、雇用契約書や労働条件通知書等を交付申請書の添付資料に追加した。	実施済
47	62-②	149	農林水産部	流通アグリビジネス課	企業の農業参入トータルサポート事業(参入企業スタートアップ支援事業)	チェックリストの項目不足について	意見	補助事業者の要件に該当するか否かの判断について、交付申請書提出時にチェックリストを作成し、適否の判断を行っているが、チェックリスト項目に不足がある。 チェックリスト項目に、「年間60日以上従事する者」という項目を追加することが望ましい。	年間従事日数については、これまでも事業計画書(交付申請書)には記載の必要があり、申請時には確認していたが、今後も要件の確認漏れがないよう、補助事業者の要件適否のチェックリストを改正し、「年間60日以上従事する者」の項目を追加した。	実施済
48	62-③	151	農林水産部	流通アグリビジネス課	企業の農業参入トータルサポート事業(参入企業スタートアップ支援事業)	事業所の定義について	意見	要領の記載では、申請者ごとに事業所の取扱いが異なる可能性(例えば、支店も事業所に含めるのか、従業員の自宅兼事務所のようなものも含めるのか)があるため、事業所の定義を明確にすることが望ましい。 補助事業者に該当するか否かという重要な箇所については、申請者ごとに判断が異なるような可能性は極力排除することが望ましい。そのため、事業所の定義を明確にし、要領に記載することが望まれる。例えば、熊本県に法人事業税の申告がなされているかがひとつの目安になると考えられる。	事業所の定義について、県外企業や子会社の新規参入の場合は、県税の納税確認ができない場合があることから、補助事業者の要件適否のチェックリストを改正し、履歴事項全部証明書、定款、納税証明書のいずれかにて、熊本県内に所在するか確認できたところを事務所として認めることとした。	実施済
49	62-④	152	農林水産部	流通アグリビジネス課	企業の農業参入トータルサポート事業(参入企業スタートアップ支援事業)	補助限度額の算定について	指摘	「企業の農業参入トータルサポート事業(参入企業スタートアップ支援事業)補助金交付要領」の常時雇用者の規定が不明確なため、補助限度額の算定方法が画一的になされない可能性がある。 「企業の農業参入トータルサポート事業(参入企業スタートアップ支援事業)補助金交付要領」で、常時雇用者についての規定を明確にすべきである。また、役員を取り扱いについての規定も追加する必要がある。	補助金交付要領を改正し、常時雇用者の規定や役員の取扱いについて、年間60日以上従事する者(代表者、短期雇用者、日雇労働者等を除く)を3人以上有する規模と定めた。	実施済

通し番号	補助金No.	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	補助事業名称	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
50	64-①	157	農林水産部	農業技術課	地下水と土を育む農業育成事業	納付額の算定方法と証拠書類の保管期間について	指摘	<p>機械などの財産を購入後、仮に6年目に売却した場合、この売却代金の全部または一部を県に納付しなければならないが、要項・要領上、金額の厳密な算定方法(全部なのか一部なのか、また一部の場合どう算定するのか)が不明確である。</p> <p>また仮に納付額を財産の取得価額や補助金の交付額に基づき算定するのであれば、証拠書類の保管期間を過ぎており、詳細が分からず納付額の算定が困難となる。そもそもこれについては、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』にて、既に通知がなされていたが、「地下水と土を育む農業育成事業実施要領」に、反映されていなかった。</p> <p>財産処分があった場合の納付額の算定方法について、要領などで明確にすべきである。証拠書類の保管期間についても、一律5年とするのではなく、「財産処分の制限期間または5年のいずれか長い方」といった期間にすべきである。</p>	<p>令和6年4月19日付けで実施要領を改正し、財産処分時の納付額の算定方法について、「県納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、譲渡額、貸付額又は残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする」と定めた。</p> <p>また、証拠書類の保管期間について、「財産処分の制限期間または5年のいずれか長い期間」と定めた。</p>	実施済
51	64-②	159	農林水産部	農業技術課	地下水と土を育む農業育成事業	消費税の申告区分における証拠書類の保管について	意見	<p>補助金の交付において、消費税を免税又は簡易課税により申告している事業実施者には消費税を含めたところで交付をし、本則課税により申告をしている事業実施者には、消費税を除いたところで交付できるとしているが、書類を確認したところ、事業実施者によっては免税事業者や簡易課税、本則課税(以下、申告区分)のいずれかに該当する根拠となる書類の保管がなされていないものがあった。</p> <p>交付金額にかかわる重要な部分であるため、事業実施者本人が作成のうえ、同意書などの書類として作成、保存することが望ましい。</p>	<p>令和6年4月19日付けで実施要領を改正し、実施計画書の添付資料に「補助金における消費税相当額の取扱いチェックシート」を追加するとともに、「課税区分一覧表」の提出を求めることとした。</p>	実施済
52	69	166	農林水産部	農産園芸課	青果物消費拡大協議会補助事業	定額支給の補助金について	意見	<p>当該協議会は県産青果物ブランド向上などを目的とした非営利の任意団体であり、本来、余剰な繰越金を保有すべきではないため、資金の拠出主であるJA生産者及びJA熊本経済連と協議のうえ、当該協議会の収入を減額及び返還することも検討すべきであったと考える。また、当該協議会には自主財源がないことから、例年、経費の支払いに備えて年度内に当該補助金の概算払いを行っていたが、令和2年度以降は上記のように、十分な手許資金を有しており、経費の支払いが困難な状況とは考えづらく、当該協議会の資金繰りを十分に検討したうえで、通常精算払いにすることも検討する必要があった。</p> <p>新型コロナウイルスの拡大は100年に一度の事態であるものの、今後も当該協議会で予定していた事業を実施できない状況となった場合には、例年どおりの補助金の定額払いや概算払いするのではなく、以下のようなことを検討することが望ましい。</p> <p>①当該協議会の予算策定の段階において、前期繰越金と支出予算を勘案し、資金の拠出主であるJA生産者及びJA熊本経済連と協議のうえ、当該補助金の減額や繰越も含めた収入調整により、余剰な繰越金が残らないように留意する。</p> <p>②当該協議会の資金繰りを十分に検討したうえで、経費の支払いが困難でない場合には、通常精算払いにすることや、予算を翌年に繰り越すことも検討する。</p>	<p>余剰な繰越金が残らないよう予算執行状況について定期的(2カ月)な確認を行うなど、適正な予算執行及び管理について、当該協議会の幹事会等を通じて働きかけを行った。</p> <p>令和6年度は、精算払いで対応し、以降は、当該協議会の収支や事業の進捗状況などを十分検討し、総合的に勘案して判断することとした。</p>	実施済

通し番号	補助金No.	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	補助事業名称	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
53	70	168	農林水産部	農産園芸課	くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業	動産総合保険等の保険への加入について	意見	<p>保険の加入有無を確認するための手続きであるが、交付申請時に全ての補助金申請者から保険の付保に関する誓約書を取得するだけでは、本当に保険に加入したかを確認できたとは言いえない。また、実際の誓約書を見ると、保険等名に「自動車共済」などの記載となっているものがあるが、加入している保険内容が採択基準にある「動産総合保険等の保険(盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする)」の対象となる車両保険を含んでいるのか、対人・対物賠償保険だけであるのかが分からない状況である。</p> <p>交付申請時に保険の付保に関する誓約書を取得することは問題ないが、実績報告時に保険が付保されたことを証明する保険証券などの提出を求め、採択基準に沿った保険内容に加入していることを確認することが望ましい。</p>	<p>令和5年度事業については、保険証券等により採択基準に沿った保険内容に加入していることを確認した。</p> <p>R6年度事業から、実績報告時に保険証券の写し等の提出を求め、採択基準に沿った保険内容に加入していることを確認することとした。</p>	実施済
54	81	182	農林水産部	農村計画課	農業委員会等振興助成費事業(農業会議活動補助事業)	補助対象経費の妥当性について	意見	<p>令和4年度の本事業の事業実績報告書を確認したところ、報償費として、諸謝金(公認会計士)@33,000円×12か月とあり、法人全体の会計・税務の顧問料であった。(なお補助対象経費から消費税分は除いてある)また租税公課等として法人県民税21,000円、役員変更登記に係る登録免許税等49,500円とあった。</p> <p>これらは、熊本県農業会議の組織運営に必要な経費ではあるものの、農業会議の業務の遂行に必要な事務費等とまでは、言い切れない内容と考えられる。熊本県農業会議は他の事業も行っており、法人全体に係る経費を補助対象経費とする妥当性は低く、給料や需用費、賃借料などは、あくまで当該事業に係る経費のみを補助対象としていることとの整合性からも、当該事業に係る分のみを対象とすることが望ましい。</p>	<p>農業委員会等振興助成費事業(農業会議活動補助事業)実施要領を改正し、補助対象経費について、事業内容に係る対象経費の費目を追記した。</p>	実施済
55	83	186	農林水産部	農地整備課	中山間地域基盤整備加速化事業	交付確定通知書の送付遅延について	意見	<p>当該補助金について各種書類を確認したところ、事業実施者である各市町村への「令和4年度中山間地域基盤整備加速化事業補助金交付確定通知書」の送付時期が9月上旬と遅かった。</p> <p>各市町村からの実績報告書の提出は期日通り4月中(補助事業等の完了の日の翌日から起算して1月を超えない範囲内)になされていたが、当初提出された添付書類の不備が多く、必要な書類が全て整うには時間がかかり、送付が遅れたとのことであった。</p> <p>交付確定通知書の送付時期に定めがないことから、期限のある他の業務を優先することは理解できるものの、実績報告書の受理から一か月以内の交付確定通知書の送付が望ましい。</p>	<p>実績報告の提出期日である4月30日までに市町村から実績報告を受理し、交付確定通知書を実績報告の受理から概ね1か月内である5月31日に送付した。今後においても、この期日までに処理することとする。</p>	実施済
56	84	188	農林水産部	農地整備課	県管理土地改良施設等総合マネジメント事業(農業用ため池管理保全事業)費補助	実績報告書の添付書類について	意見	<p>添付書類が3つあるように見受けられたが、実際には事業実績書と、経費の配分及び事業計画の概要が同一の書類を指していたため、添付書類は2つであった。添付書類の漏れは無いものの、分かりにくい記載となっていた。</p> <p>「熊本県団体営農業農村整備事業事務取扱要領」を鑑みるに事業実績書の例示として経費の配分及び事業計画の概要が記載されていると思われる。</p> <p>したがって、下記のような記載が妥当と考えられる。</p> <p>添付書類 1 事業実績書(経費の配分及び事業計画の概要) 2 収支精算書</p>	<p>実績報告書の依頼文に、添付書類を「1 事業実績書(経費の配分及び事業計画の概要)」及び「2 収支精算書」と記載することとした。</p>	実施済

通し番号	補助金No.	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	補助事業名称	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
57	90, 91-①	197	農林水産部	森林整備課	次世代につながる森林づくり事業	検査復命書の記載事項について	意見	<p>検査員は「次世代につながる森林づくり事業しゅん工検査復命書」に、実施した『施工市町村名』『事業区分』『申請件数』『事業量(延長・面積)』『現地検査件数』『備考』を記載することになっているが、当該検査復命書を確認したところ、『現地検査件数』が全件空欄となっていた。当該事業の担当者に確認したところ、農林水産省の事業で当該事業と同様の事業があり(国が68%補助、残り32%を県補助)、当該事業で現地検査を実施しているため、当該事業の検査復命書には『現地検査件数』を記載していないということであった。</p> <p>当該事業のしゅん工検査が農林水産省の事業と同時に進められた場合であっても、「次世代につながる森林づくり事業しゅん工検査復命書」に『現地検査件数』を記載すべきである。または、別紙として、農林水産省の事業の検査復命書を添付するなどして、現地検査を行ったことが分かるようにすることが望ましい。</p>	当該事業の「しゅん工検査復命書」に「現地検査件数」を記載することに加え、農林水産省の事業の検査復命書を添付し、現地検査を行った箇所がわかるよう改善した。	実施済
58	90, 91-②	198	農林水産部	森林整備課	次世代につながる森林づくり事業	概算払の妥当性について	意見	<p>「熊本県補助金等交付規則の施行について(通知)」では、概算払いについて個々に慎重な検討が求められており、一律に行うことは想定されていない。特に資金余力がある上場企業などに対しては概算払いを行わなくても、当該事業の実施に支障をきたすことはないと考えられる。</p> <p>概算払いはあくまでも例外的な取扱いであり、補助金の交付の目的、補助事業などの内容、交付の相手方などを総合的に勘案して、個々に概算払いを行うべきかどうか判断することが望ましい。</p>	概算払いについて、補助金の交付の目的、補助事業の内容、交付の相手方などを総合的に勘案して判断するよう改善した。 加えて、今後は、当該課からの概算払い希望の有無の照会の際に「本事業のための資金が必要な場合」と明記することとし、一律に概算払いを行うものではないことを明確にすることとした。	実施済
59	93	202	農林水産部	林業振興課	くまもとの木とふれあう木育推進事業	事業費算定における消費税額の計算について	意見	<p>消費税「一般課税」納税義務者は、交付要項別表に定める上限の範囲内で事業費合計から消費税額を除いた金額が補助金の上限額となるため、事業費合計に含まれる消費税額を適切に算定する必要がある。</p> <p>現状、「一般課税」納税義務者の事業費合計に含まれる消費税額の算定にあたり、事業費積算内容に記載のある消費税額を単純に加算して算定しているのみであり、記載されている消費税額についての確認、消費税のかかるものとかからないものの判別についての検討が十分に実施されているとはいえない。</p> <p>事業費を算定するための表に、消費税額を算定するため内訳を網羅した欄を追加し、事業費の項目ごとに消費税額を記載するような形式の変更が望ましい。当該変更により、消費税がどの事業費について発生しているものか判断が可能となる。また、記載されている消費税額の確認を行うことも重要である。</p>	消費税のかかるものとかからないものを判別するため、事業費の項目ごとに消費税を記載する様式に変更し、消費税額の確認を徹底できるようにした。	実施済
60	94-①	204	農林水産部	林業振興課	くまもと林業経営者スタートアップ支援事業	補助事業者の要件について	意見	<p>補助事業者の要件として、林業従事日数が概ね210日/年以上(見込みを含む)必要がある。</p> <p>令和4年度に提出された「くまもと林業経営者スタートアップ支援事業実施計画書」のうち、年間林業従事日数が0日/年となっている事業実施主体が存在した。</p> <p>補助金交付申請書提出時の確認体制として、補助事業者要件の検討漏れを防ぐために、チェックリストを使用するなど、補助事業者の要件に該当するか否かの判断を漏れなく行うことが望ましい。</p>	当該事業については令和4年度で終了しているが、今後、同様の案件が発生しないよう、他の事業実施の際には、チェック体制を強化し、再発防止に努める。	実施済

通し番号	補助金No.	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	補助事業名称	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
61	94-②	205	農林水産部	林業振興課	くまもと林業経営者スタートアップ支援事業	補助事業者の要件について	意見	林業従事日数及び林業を始めてからの年数が補助事業者の要件として定められている。「林業従事日数」、「林業を始めてからの年数」ともに、「概ね」との前書きがあるが、上記の要領の記載では、申請者ごとに判断が異なる可能性がある。 補助事業者に該当するか否かという重要な箇所については、申請者ごとに判断が異なるような可能性は極力排除することが望ましい。そのため、「林業従事日数」や「林業を始めてからの年数」を明確にし、要領に記載することが重要である。	当事業については令和4年度で終了しているが、今後、同様の案件が発生しないよう、他事業の要領制定の際には、統一的な判断となる記載内容とする。	実施済
62	96	208	農林水産部	林業振興課	木質バイオマスエネルギー対策事業	変更交付決定の時期について	意見	補助事業の着手は交付決定(令和4年9月15日)や変更交付決定(令和5年3月24日)の前ではあるものの、「交付決定前着手承認の適用除外」により、手続き上の問題があるとまではいえないが、「3 農業用木質ペレット支援」及び「4 ペレットボイラ一点検調整支援」の着手時期が令和4年10月であることを鑑みると、変更交付決定(令和5年3月24日)の時期があまりにも遅すぎる点は改善の余地があると考え。 「交付決定前着手承認の適用除外」について、熊本県農林水産産業振興補助金等交付要項第9条第2項第3号では、『(前略)当該事業の性質、内容等に応じて交付決定前の事業着手が必要で欠くことができないもの』としており、本県の行政運営上、やむを得ず交付決定前に着手した事業について包括的に着手前承認を免除するものであり、必要以上に手続きを遅らせることを意図したものではない。そのため、「交付決定前着手承認の適用除外」が適用できる事業であっても、補助事業者に対して適時に交付申請などを行うように指導し、当該事業も適時に交付決定などを行うことが望ましい。	当事業については令和4年度で終了しているが、他事業においても同様の事態が生じないよう、補助金進捗管理表を使用して進捗管理を行い、適時に交付決定できるよう努める。	実施済
63	97	212	農林水産部	林業振興課	くまもとの木を活かす木造住宅等推進事業	消費税の申告区分における証拠書類の保管について	意見	補助金の交付において、消費税を免税又は簡易課税により申告している事業実施者には消費税を含めたところで交付をし、本則課税により申告をしている事業実施者には、消費税を除いたところで交付している。当該事業のうち、当初は二者とも簡易課税事業者であり、これについては県の担当者が電話で確認し、その結果を、「令和4年度くまもとの木を活かす木造住宅等推進事業補助金交付決定について(伺い)」の中で記載している。 交付金額にかかわる重要な部分であるため、事業実施者本人が作成のうえ、同意書などの書類として作成、保存することが望ましい。また、提出後に申告区分が変更になることも起こりうるため、消費税の申告区分が変更になった場合には速やかに報告するよう注意喚起を促す必要もあると考えられる。	実施要領を改正し、事業実施者が作成する事業計画書及び事業実績書の様式に消費税課税方式を申告する欄を追加した。これにより課税方式を書面により確認すると共に、事業実施中に申告区分が変更になった場合でも確認できるようにした。	実施済
64	98	214	農林水産部	林業振興課	くまもと間伐材利活用推進事業	確認検査における書類の不備及び所管課のチェック不備について	指摘	令和4年度検査調書を閲覧したところ、美里町及び御船町の実施一覧において検査を実施した証跡が確認できなかった。また、球磨地域振興局及び天草広域本部については、実施一覧が添付されていなかった。 林業振興課より広域本部に確認を取ってもらったところ、書類検査などは適切に実施されていたが、提出した書類の不備があったとの回答を得た。今回の林業振興課のチェックの不備の要因は、チェックを実施する担当者及び上位者の単純な確認不足によるものと考えられ、十分留意して確認を行う必要がある。また、このようなチェックの漏れなどを防止するためには、担当者が誰であっても適切にチェックが実施できるよう、チェックリストを作成するなどの体制整備が有用である。	年度内の履行確認を行う際に添付するチェックリストに、実施要領第13条(2)に基づく書類が添付されているかを確認する欄を追加し、担当者、チェックリスト点検者及び上位者が当該チェックリストを見ることによって、添付書類に関して十分留意して確認するようにした。	実施済

通し番号	補助金No.	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	補助事業名称	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
65	101	219	農林水産部	森林保全課	シカによる森林被害地域対策支援事業	補助事業の要領に記載すべき事項について	意見	当該事業では、財産の処分の制限に関する期間が「交付決定通知書」で定められているものの、本来は補助金の募集時に公表される「シカによる森林被害地域対策支援事業実施要領」に規定することが望ましい。 「交付決定通知書」は補助金額の交付を決定するための書類であり、交付条件については規則や要項及び要領で定めるべきである。 「シカによる森林被害地域対策支援事業実施要領」に財産の処分の制限に関する期間を定めることが望ましい。	令和6年5月に「シカによる森林被害地域対策支援事業実施要領」を改正し、財産の処分の制限に関する期間を当該年度の翌年度から起算して5年間と定めた。	実施済
66	102	221	農林水産部	森林保全課	県民の未来につながる森づくり事業(森林公園の整備・機能充実)	補助事業の要領に記載すべき事項について	意見	当該事業では、財産の処分の制限に関する期間が「交付決定通知書」で定められているものの、本来は補助金の募集時に公表される「シカによる森林被害地域対策支援事業実施要領」に規定することが望ましい。 「交付決定通知書」は補助金額の交付を決定するための書類であり、交付条件については規則や要項及び要領で定めるべきである。 「シカによる森林被害地域対策支援事業実施要領」に財産の処分の制限に関する期間を定めることが望ましい。	令和6年5月に「熊本県県民の未来につながる森づくり事業実施要領」を改正し、財産の処分の制限に関する期間を当該年度の翌年度から起算して5年間と定めた。	実施済
67	105	225	農林水産部	水産振興課	持続的養殖生産推進事業(暴風雪による被害を受けたノリ網等の資材撤去事業分)	収支予算書、実績報告書における補助対象経費項目の記載内容について	意見	経費の分類は支払い形態に基づく「形態別分類」と経費の効果に基づく「機能別分類」(主要材料費、補助材料費、等)とがあるが、証憑との突合や、支払内容の明瞭化の観点から、形態別分類による記載を求めているものと考えられている。この点について、現状の記載方法は機能別分類に近い記載方法であり、注意書きに沿った記載になっていない。 例えば、「需用費」「賃借料」「工事請負費」といったように、経費の形態別に区分を記載するようにすることが望ましい。	補助事業者に対して、交付申請前に事業内容等の説明を行う際に、経費の形態別に区分して記載するよう指導を行うとともに、申請書類内容について、班内でのクロスチェックを徹底するよう改善した。	実施済
68	115	237	農林水産部	水産振興課	純粋な県産あさりの流通戦略推進事業	交付要領の記載について	意見	事業計画書提出時に、必要書類を添付する必要があるが、交付要領には添付書類についての直接的な記載がなく、別記第1号様式の注書きに記載があるのみである。そのため、事業計画書提出にあたり、添付が必要な書類が漏れる可能性がある。 事業計画書提出にあたり、添付が必要な書類について、交付要領に記載することが望ましい。	当事業は令和4年度で終了しているが、今後新たに類似の補助事業を実施していく際は、交付要領に申請時に添付が必要な書類を記載することとする。	実施済
69	121-①	246	土木部	砂防課	土砂災害危険住宅移転促進事業補助金	資産の処分制限に関する要項の見直しについて	意見	当該補助金の要項上、財産の処分制限に関する詳細な条件を規定していないことから、補助金で取得した財産につき、「土砂災害特別警戒区域内の居住者の区域外の安全な地域への移転を促進する」という事業の主旨に反して、短期間で処分を行う、もしくは居住せずに賃貸などを行った際に、補助金の返還対象とするか、その場合の補助金返還額をどのように計算するかが明らかになっていない。 補助金交付規則及び通知において、「処分を制限する財産の種類及びこれらの処分制限期間については、個々の要項等で定めるものであること。」とされているため、処分制限の対象となる財産の種類と、制限期間(例えば法定耐用年数)を要項上で定めることが望ましい。また、仮に返還金額を算定する場合には、補助金として交付した金額に対して、前述の制限期間を経過した分を控除して返還するといった方法が考えられる。	財産の処分制限に関する記載については、財政課の平成28年4月18日付け事務連絡に準じて令和6年度中を目途に要項の改正を行う。 県の要項改正に合わせて市町村交付要項も変更する必要があるため、各市町村と調整を図りながら今後事務を進めていく。	着手済

通し 番号	補助金 No.	掲載 ページ	所管部 局	回答所属 (課名等)	補助事業名称	表題	指摘・ 意見の 区分	内 容	改善措置	マニユア ルによる 措置区分
70	121- ②	247	土木部	砂防課	土砂災害危険住 宅移転促進事業 補助金	補助金交付前に徴求 する書類について	意見	補助金の趣旨や交付規則に沿わない補助金の交付を防止し、またはそのような交付を発見するための資料の徴求が不足している。 補助金の対象経費となった新築住宅につき、以下のように書類を徴求し、補助の趣旨を周知することで、趣旨に添わない補助金の交付を防止することが望ましい。 ①補助対象者に対し、補助申請時の必要書類として、「一定期間は居住用の住宅として使用する」旨の誓約書の提出を求める。 ②やむをえない理由で、補助対象となった住宅等を処分する場合には、事前に市町村を通して県に報告する必要があることを周知する。 ③正当な理由がなく、財産の処分等を行った場合、もしくは故意に報告を怠った場合には原則として補助金の返還を求める旨、①の誓約書入手の際に通知する。	令和6年度中を目途に要項を改正し財産処分の制限を明確にするとともに、その詳細な取扱いについては補助金の運用規則に記載し、補助金の趣旨に沿った交付を徹底する。	着手済
71	122- ①	249	教育委 員会事 務局	教育政策課	教職員福利厚生 事業補助金	利益相反取引につ いて	指摘	教育長(公立学校共済組合熊本支部長)が交代しているが、公立学校共済組合熊本支部から新たに「職務代理について」が通知されていない。このため、補助金交付元である熊本県教育長と補助金交付先である公立学校共済組合熊本支部長が同一人物となっており、民法第108条(利益相反取引)に抵触する恐れがある。 教育長と公立学校共済組合熊本支部長が同一人であることを前提にすれば、交代の都度、「職務代理について」を通知すべきである。	次回の教育長交代時には、「職務代理について」を通知するよう、公立学校共済組合熊本支部に指導した。	実施済
72	122- ②	251	教育委 員会事 務局	教育政策課	教職員福利厚生 事業補助金	職務代理権限につ いて	指摘	代理する行為として、概算払請求が記載されていないが、実際には職務代理者名で概算払請求が行われており、代理権限外の行為が行われている。 代理する行為に補助金概算払交付請求を追加し、代理権限外の行為が生じないようにすべきである。	令和6年度から、公立学校共済組合熊本支部からの「職務代理について」の通知文において、職務代理行為の中に概算払い交付請求を追加するよう指導し、記載されていることを確認した。	実施済
73	124	253	教育委 員会事 務局	高校教育課	高校再編整備に 伴う通学支援に係 る路線バス運行 補助金	補助金交付先自治体 における、補助対象経 費にかかる消費税の 取扱いについて	指摘	補助金交付実施要領において、補助対象経費にかかる消費税の取扱いに関する記載などはなく、また、交付申請書類として上天草市より徴求している資料(「令和4年度高校再編整備に伴う通学支援に係る路線バス運行補助金交付申請系統一覧」など)を見ても、消費税分を含めて計算しているのか否かが不明確となっている。 県内バス事業者に対する運行補助金の実質的な負担者は県である以上、消費税の取扱いなどに関して、県が直接事業者に補助金を交付する場合と同様の取扱いとなっているべきである。このため、「高校再編整備に伴う通学支援に係る路線バス運行補助金交付実施要領」などにおいて、補助対象経費にかかる消費税額を除外する旨の取扱いに関する規定を設けておくべきである。そのうえで、今後は、交付申請書類に、上天草市の補助金要項や補助対象経費にかかる消費税の取扱いが分かるような資料を追加で徴求し、上天草市が補助金要項などを整備し、実際の補助金計算において運用されていることを、県として確認する必要がある。	「高校再編整備に伴う通学支援に係る路線バス運行補助金交付実施要領」を改正し、補助対象経費にかかる消費税額を除外する旨の取扱いに関する規定を明記した。 補助対象事業者である上天草市では、補助対象経費について消費税額を除いて計上するようバス会社に対し通知を行い、補助金計算における消費税の取扱いを明確化された。	実施済

通し 番号	補助金 No.	掲載 ページ	所管部 局	回答所属 (課名等)	補助事業名称	表題	指摘・ 意見の 区分	内 容	改善措置	マニユア ルによる 措置区分
74	126- ①	256	教育委 員会事 務局	高校教育課	熊本地震に伴う通 学支援に係る路 線バス運行補助 事業補助金	補助金交付要領にお ける消費税の取扱い に関する規定の不備	指摘	<p>消費税の課税事業者においては、補助対象経費にかかる消費税額は、仕入税額控除の対象となることから、通常、補助金交付金額算定に際しては、補助対象経費には消費税額を含めないことが一般的である。そのため、補助金額に消費税分が含まれないよう、各部署の補助金要項もしくは個別の補助事業の補助金要領において、定められていることが一般的である。しかしながら消費税の取扱いが明確に記載されておらず、また費用面に関しては、補助対象経費に消費税分を加味するような算定式となってしまうほか、別途消費税申告確定時に報告・返還する旨の定めもないことから、消費税の取扱いについての定め不備があるといえる。</p> <p>当該補助事業は南阿蘇鉄道の全面運行再開に伴い、令和5年7月に事業終了となっていることから、今後同様の事案がある際には、補助金の過大交付のリスクを低減するために、補助金交付要領などにおいて、補助対象経費にかかる消費税額を除外する旨の取扱いや、実際に仕入税額控除が生じた場合の補助金返還に関する事項などの条項を設けておくべきである。</p>	<p>「熊本県教育・文化等振興補助金等交付要項」の改正が行われ、消費税の取扱いに関する規定が記載された。</p> <p>今後、当該補助事業と同様の事案が発生した場合においては、補助金交付要領においても消費税の取扱いについて記載することとしている。</p>	実施済
75	126- ②	258	教育委 員会事 務局	高校教育課	熊本地震に伴う通 学支援に係る路 線バス運行補助 事業補助金	補助金算定上の消費 税額の取扱いについ て	意見	<p>消費税の取扱いに関するルールに不備があったことにより、実際の補助金額算定においても税込で算定されており、結果として本来交付すべきでない消費税相当分だけ補助金額が過大となっている。また、当該補助事業は平成29年度より継続してきており、過年度においても同様の計算ロジックで算定されていることから、過年度分についても上記と同様に消費税分だけ過大交付となっていると考えられる。</p> <p>補助金交付金額算定に際し、消費税分までを加味するか否かについては「熊本県補助金等交付規則」では明記されておらず、あくまで部局ごとの補助金要項や個別の補助事業の補助金要領にて定めるようになっている。その結果、当該補助金の交付においては消費税分まで補助対象となってしまうが、個別の補助金要領において、費用面では消費税分を加味するような計算式で定められており、収入面では消費税の取扱いが明確に記載されていないことから、誤りとまでは言い切れない。ただ、他の補助事業との整合性並びに他の事業者との公平性の観点からは、令和4年度分のみならず、過年度分の補助金についても、過大となっている消費税相当分については返還を求めることが望ましい。</p>	<p>補助対象事業者であるバス会社に対し、過年度分の補助金に係る消費税相当分の返還について申し入れを行った。</p> <p>その結果、これまでの消費税申告において、運行委託費と同様に対価性があるものとして、過年度分の県補助金については課税処理を行っており、仕入控除税額は発生していない旨の回答を、同社より受けた。</p>	実施済

通し 番号	補助金 No.	掲載 ページ	所管部 局	回答所属 (課名等)	補助事業名称	表題	指摘・ 意見の 区分	内 容	改善措置	マニユア ルによる 措置区分
76	127- ①	261	教育委 員会事 務局	高校教育課	「7月豪雨に伴う 通学支援に係る 代替輸送バス運 行補助事業」補助 金	補助金交付要領にお ける消費税の取扱い に関する規定の不備	指摘	<p>消費税の課税事業者においては、補助対象経費にかかる消費税額は、仕入税額控除の対象となることから、通常、補助金交付金額算定に際しては、補助対象経費には消費税額を含めないことが一般的である。そのため、補助金額に消費税分が含まれないよう、各部署の補助金要領もしくは個別の補助事業の補助金要領において、定められていることが一般的である。しかしながら、当該補助金の補助対象経費については、『熊本県教育・文化等振興補助金交付要項別表』及び『令和4年度「7月豪雨に伴う通学支援に係る代替輸送バス運行補助事業」補助金交付実施要領』のいずれにおいても、消費税の取扱いに関して何ら記述がなされていないことから、要項・要領の記載に不備があるといえる。</p> <p>当該補助事業はくま川鉄道が令和7年度に全面運行再開見込みであり、令和7年度に事業終了予定となっていることから、今後の補助金の過大交付のリスクを低減するために、『令和4年度「7月豪雨に伴う通学支援に係る代替輸送バス運行補助事業」補助金交付実施要領』などにおいて、補助対象経費にかかる消費税額を除外する旨の取扱いや、実際に仕入税額控除が生じた場合の補助金返還に関する事項などの条項を設けておくべきである。</p>	「熊本県教育・文化等振興補助金等交付要項」の改正が行われ、消費税の取扱いに関する規定が記載された。 また、「7月豪雨に伴う通学支援に係る代替輸送バス運行補助事業」補助金交付実施要領を改正し、補助対象経費に係る消費税額を除外する旨を明記した。	実施済
77	127- ②	262	教育委 員会事 務局	高校教育課	「7月豪雨に伴う 通学支援に係る 代替輸送バス運 行補助事業」補助 金	補助金算定上の消費 税額の取扱いについ て	意見	<p>消費税の取扱いに関するルールに不備があったことにより、実際の補助金額算定においても税込で算定されており、結果として本来交付すべきでない消費税相当分だけ補助金額が過大となっている。</p> <p>補助金交付金額算定に際し、消費税分までを加味するか否かについては『熊本県補助金等交付規則』では記載されておらず、あくまで部局ごとの補助金要項や個別の補助事業の補助金要領にて定めるようになっている。その結果、当該補助金の交付においては消費税分まで補助対象となってしまったが、部局ごとの補助金要項や個別の補助事業の補助金要領には、消費税の取扱いが明確に記載されていないことから、誤りとまでは言い切れない。ただ、他の補助事業との整合性並びに他の事業者との公平性の観点からは、令和4年度分のみならず、過年度分の補助金についても、過大となっている消費税相当分については返還を求めることが望ましい。</p>	<p>補助対象事業者である鉄道会社に対し、過年度分の補助金に係る消費税相当分の返還について申し入れを行った。</p> <p>その結果、会社の財務状況等から過年度分の補助金に係る消費税相当分の返還については、困難である旨の回答を同社より受けた。</p> <p>本件については誤りとまでは言い切れないことから、更に返還を求めることは困難であると考えており、今後このような疑義のある事態が生じないように取り組んでいく。</p>	実施済
78	130	268	教育委 員会事 務局	体育保健課	子どものスポーツ 環境整備支援事 業	競技団体から提出され た実績報告書の取りま とめについて	意見	<p>競技団体ごとの実績報告書は徴しているが、補助対象者が作成する実績報告書ではこれらの内容が簡潔にまとめられておらず、当初の事業計画書に競技団体への分配額を追加したものとどまっている。</p> <p>競技団体から提出された実績報告書の内容を踏まえ、補助対象者が作成する実績報告書の内容も、競技団体の活動内容が具体的に分かるよう改善することが望ましい。</p>	補助対象者が作成する実績報告書について、各競技団体の活動内容が具体的に分かる内容とするよう補助対象者を指導し、提出された報告書において改善を確認した。	実施済

通し番号	補助金No.	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	補助事業名称	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
79	133-①	273	教育委員会事務局	人権同和教育課	人権同和教育関係団体補助事業	実績報告について	指摘	実績報告が不十分であり、補助対象事業が適切に行われているか、確認することが困難である。また、このような実績報告を長年受け付けてきた担当課の指導にも問題があると言わざるを得ない。 実績報告が不十分であるので、実績報告書の作成の仕方を含めて当該団体を指導すべきである。	実施要領を改正し、事業実績書様式に事業毎の事業効果を記載する欄を設け、参加人数、アンケート実施の有無や今後活用するための方策等について記載することとした。併せて、研修会等資料、参加者名簿を添付するよう補助対象団体に指導した。	実施済
80	133-②	275	教育委員会事務局	人権同和教育課	人権同和教育関係団体補助事業	検査調書について	指摘	検査調書(復命書)の作成に取り掛かり、課内においては検査結果を口頭で報告していたが、交付確定などの伺い時に検査書類を課内供覧したため、検査調書(復命書)の作成がなおざりになり、検査調書(復命書)がない状況である。 「熊本県補助金等交付規則」や「熊本県会計規則」に準拠し、検査調書(復命書)は必ず作成すべきである。	検査後は口頭で概要を報告し、検査調書(復命書)を作成したのちに交付確定等の業務を行う流れを徹底するため、当該流れを担当者等で再確認するとともに、作成漏れが起こらないようチェック体制を整備した。	実施済
81	133-③	276	教育委員会事務局	人権同和教育課	人権同和教育関係団体補助事業	補助対象事業の支出について	意見	領収書の宛名が空欄又は上様となっており、当該団体の支出かどうか確認することができない。 領収書の宛名は必ず記載する、参加者名の記録を残すなど、当該団体を指導することが望ましい。	補助対象団体に、領収書の宛名に団体名又は担当者名を必ず記載すること、複数人に対する支出は参加者名が分かる書類を添付することを指導した。	実施済
82	133-④	277	教育委員会事務局	人権同和教育課	人権同和教育関係団体補助事業	補助対象事業の支出(旅費)について	意見	旅費受領者のサインをもらっているのみであり、旅費支出を裏付ける書類が添付されていない。 航空機を使用したのであれば搭乗券の半券を添付する、研修会に参加したのであれば研修会資料を添付するなど、支出をより確実に確認することができる資料を残すよう当該団体を指導することが望ましい。	補助対象団体が任意作成している様式に補助対象団体の管理責任者による支出確認の押印欄を設けた。 併せて、支出確認の書類として、研修会等資料を添付すること、及び航空機利用時は搭乗券等を添付するよう補助対象団体に指導した。	実施済
83	133-⑤	278	教育委員会事務局	人権同和教育課	人権同和教育関係団体補助事業	研修会の参加者名簿及び各人の報告書について	意見	補助金の対象事業として東京都や大阪府の研修会に参加しているが、参加者名簿が一部しか徴されていない。また、参加者ごとに報告書を作成する必要もあると考えられ、当該団体で作成されていないのであれば、作成するよう指導し、作成しているのであれば、実績報告時に担当課で確認することが望ましい。	実施要領を改正し、事業実績書様式に各研修会等の事業効果を記載する欄を設けた。 また、併せて、研修会等資料及び参加者名簿を添付するよう補助対象団体に指導した。	実施済
84	133-⑥	279	教育委員会事務局	人権同和教育課	人権同和教育関係団体補助事業	研修会の実施について	意見	上天草市のホテルにおいて1泊2日で開催する必要性は乏しく、ホテル宿泊とせず、1日で開催することができたと考えられる。 事業内容の妥当性については常に検討することが必要であり、改善点があれば、当該団体を指導することが望ましい。	補助対象団体に、県内で実施する研修会等については事業内容を整理し、宿泊の必要があるのか検討のうえ計画するよう指導した。	実施済
85	133-⑦	280	教育委員会事務局	人権同和教育課	人権同和教育関係団体補助事業	効果測定について	意見	補助事業の効果測定を行っておらず、補助事業が本来の目的に照らして有効に行われているか検討することができない。 各団体が実施する研修会の参加人数や参加者へのアンケートなど、あるいは参加した研修会の報告書を基に補助対象事業が有効に行われているかの検証をすることが望ましい。	実施要領を改正し、事業実績書様式に事業毎の事業効果を記載する欄を設け、参加人数、アンケート実施の有無や今後活用するための方策等について記載することとし、これらの活用により効果測定を行うこととした。	実施済
86	135	283	警察本部	警務部広報県民課	公益社団法人くまもと被害者支援センター事業補助金	実績報告の時期について	指摘	実際の実績報告書及び添付書類は令和5年4月以降に受領しているが、交付要項に定める報告期限が3月31日までとなっているため、要項に違反しないよう実績報告書の日付及び検査調書の日付を3月31日にバックデートしている。 実績報告が可能な期限となるよう要項の記載を見直すべきであるが、現状では3月31日までに補助事業を完了する必要があることから、要項に従って3月31日までに仮の決算書を入手し、後日差し替えるなどの対応が必要と考えられる。	実績報告が可能となるよう、令和6年度交付要項の期限を4月30日までに延長した。 令和5年度の実績報告については、3月31日付け受領の実績報告書に補助金対象経費内訳を添付し、後日、収支決算書を入手した。	実施済

通し 番号	補助金 No.	掲載 ページ	所管部 局	回答所属 (課名等)	補助事業名称	表題	指摘・ 意見の 区分	内 容	改善措置	マニユア ルによる 措置区分
87	136	285	警察本 部	刑事部組織犯罪 対策課	公益財団法人熊 本県暴力追放運 動推進センター事 業補助金	実績報告の時期につ いて	指摘	<p>実際の実績報告書及び添付書類は令和5年4月以降に受領しているが、交付要項に定める報告期限が3月31日までとなっているため、要項に違反しないよう実績報告書の日付及び検査調書の日付を3月31日にバックデートしている。</p> <p>実績報告が可能な期限となるよう要項の記載を見直すべきであるが、現状では3月31日までに補助事業を完了する必要があることから、要項に従って3月31日までに仮の決算書入手し、後日差し替えるなどの対応が必要と考えられる。</p>	<p>実績報告が可能となるよう、令和6年度交付要項の期限を「4月30日」までに延長した。</p> <p>令和6年度以降は、添付書類は事業全体ではなく、補助金に係る収支精算書に限定することで、期限までの報告を可能にし、後日、収支決算書入手することとした。</p>	実施済
88	—	287	総務部	財政課	—	1. 財産処分に伴う納 付額の算定方法と証 拠書類の保管期間に ついて	意見	<p>現状では、財産処分の制限期間や証拠書類の保管期間、そして補助金返還の取扱いについては概ね、各課の事業ごとそれぞれの要項によって定められている。しかしながら、平成28年4月18日付け総務部財政課長事務連絡『熊本県補助金等交付規則第21条に基づく知事の承認について』により、どの事業においても、財産処分制限などについては、統一された要項を定め運用すべきであったが、ほとんどの事業において、この事務連絡の存在自体の認識がなかった。これについては、個別の指摘事項として、No.1「くまモン活用地域資源創出補助金」、No.6「集落サポートプロジェクト事業補助金」、No.7「熊本県移住定住促進すまい支援補助金」、No.17「肥薩おれんじ鉄道運行支援対策事業補助金」、No.20「熊本県老人福祉施設等整備費補助金(老人福祉施設整備等事業)」、No.26「子どものための教育・保育給付費地方単独費用県費補助金」、No.46「熊本県地場企業立地促進補助金」、No.54「ユニークベニュー利用促進事業費補助金」、No.64「地下水と土を育む農業育成事業」でも述べている。</p> <p>この事務連絡の内容を要約すると、無償譲渡であれば10年経過をもって自由に財産処分が可能となり補助金返還も不要となるが、そうでない有償譲渡については、経過年数に関係なく常に補助金返還が必要ということである。補助事業者が補助金により財産を取得した時点では、のちに財産処分が発生するとしてもそれが無償か有償かは分からない以上、いかなる局面にも対応できるような管理が必要と考えられる。したがって、必要資料が最も多岐にわたる有償譲渡を想定し、総事業費(補助基準額を超える補助事業者負担分を含む。)とこれに対する県補助金額とその割合に関する書類の保管が必要となる。幾つかの補助金交付要項にもあるように、財産処分の制限期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間、とされていることとの整合性から、証拠書類の保管についても、同様に耐用年数とすることが望ましい。つまり、補助金により補助事業者が財産を取得した場合の財産処分の制限期間と証拠書類の保管期間は、どちらも取得財産の耐用年数とし管理し続けるような運用が必要である。以上を加味し、財政課より改めて事務連絡を行い、周知徹底されることが期待される。</p>	<p>包括外部監査での指摘を踏まえ、各部局・各課で所管する補助金交付要項等を適切に見直すよう各部局に文書(R6.8.27付け財第62号 財政課長通知)により依頼した。</p>	実施済

通し 番号	補助金 No.	掲載 ページ	所管部 局	回答所属 (課名等)	補助事業名称	表題	指摘・ 意見の 区分	内 容	改善措置	マニユア ルによる 措置区分
89	—	289	総務部 出納局	財政課 会計課	—	2. 補助金交付要項に 定める実績報告期限 について	意見	<p>補助事業における実績報告については、その報告期限を3月31日として定めているものがほとんどである。これは、当該年度の予算として確保された補助金について、その年度中に執行し、補助事業を完了する必要があるためであるが、実際には、3月31日までに必要書類を入手できていない事例や、書類は入手できているものの見込に基づく書類によって実績報告が完了している事例が散見された。例えば、No.135「公益社団法人くまもと被害者支援センター事業補助金」においては、実績報告に必要な添付資料として法人の決算報告書が添付されているが、3月決算法人の決算報告書は4月以降でなければ入手できないため、4月以降になってから添付資料を入手し実績報告書の日付をバックデートしている。また、No.4「熊本県私学団体補助金(退職金資金給付事業)」においては、3月31日時点で実績報告は行われているものの、添付された熊本県私学教育振興会の教職員退職金資金給付事業の貸借対照表は、見込みにより作成されたものであり確定した決算に基づくものではなかった。これらの事例は、各補助金の交付要項において実績報告の期限を3月31日としているために生じているものであるが、そもそも3月決算法人の決算は3月末時点で確定していないのが通常であり、確定した決算に基づく資料を添付することは困難である。他方で、実績報告の趣旨は、補助金が適切に使用されたことを確かめることにあると考えられることから、見込みの数値など変動する可能性がある実績報告をもって補助事業を完了させるのは、当該趣旨に照らして妥当とはいえない。また、これらの補助金は、交付金決定通知によって補助事業者に支払いを約束した金額について、既に会計年度中に概算払いによって全額支出している。このため、実績報告後に新たに補助金を交付する可能性はなく(補助金額に変更がある場合は期中に変更申請が必要なため)、実績報告は補助事業を完了するための最後のプロセスにすぎない。</p> <p>したがって、実績報告について3月31日までに報告させる必然性はなく、4月以降に確定した決算に基づいて実績報告がなされ、当該実績報告によって補助事業が完了することが最も望ましいと考えられる。参照すべき事例として、No.5「私立広域通信制高等学校経常費補助金」については、会計年度が終了した後の令和5年7月に実績報告が行われている。当該補助金については、その交付要項において実績報告期限を3月31日と定めているものの、担当部署から関係課に確認がなされた結果、「支出負担行為をした日の属する年度内に全額概算払いを行っており、次年度に交付確定しても前年度会計区分となるため可能」として処理されている。このような取扱いは、実績報告期限を3月31日までとする交付要項に反しているものの、本来あるべき実績報告のあり方と考えられる。したがって、当該取扱いが例外的な位置づけにならないよう、交付要項において一律に実績報告期限を3月31日とするのではなく、補助事業の実態に合わせて柔軟に期限を定めることが望ましいと考えられる。</p>	包括外部監査での指摘を踏まえ、各部局・各課で所管する補助金交付要項等を適切に見直すよう各部局に文書(R6.8.27付け財第62号 財政課長通知)により依頼した。	実施済